

保育人材確保対策貸付事業申請者チェックリスト

下記のチェックに全て当てはまる方が申請いただけます。詳細な条件もありますので、必ず概要も併せてご覧ください。

【未就学児をもつ保育士に対する一部貸付】

		チェック欄
Q1	週に 20 時間以上勤務していますか。	<input type="checkbox"/>
Q2	お勤めまたは、産休育休から復帰されるのと同時にお子様を保育所等に預けられましたか。(但し入所前 1 か月のならし保育は認められます。)	<input type="checkbox"/>
Q3	勤務地は神戸市外にある、認可を受けた保育園・認定こども園等概要に記載してある施設ですか。	<input type="checkbox"/>
Q4	当事業は貸付であることをご理解の上、返済に無理のない内容の申請を行おうとしていますか。	<input type="checkbox"/>

【就職準備金貸付】

		チェック欄
Q1	週に 20 時間以上勤務していますか。	<input type="checkbox"/>
Q2	保育所等に新たに雇用されましたか。(他府県から引っ越しして来られる方も含む。)	<input type="checkbox"/>
Q3	保育士として 1 年以上働いていない期間からの就職ですか。	<input type="checkbox"/>
Q4	保育士登録後 1 年以上経過していますか。 または、保育士登録が 1 年未満の者で、養成施設卒業若しくは保育士試験の合格から 1 年以上経過していますか。	<input type="checkbox"/>
Q5	他府県で同様の貸付を受けていませんか。	<input type="checkbox"/>
Q6	勤務地は神戸市外にある、認可を受けた保育園・認定こども園等概要に記載してある施設ですか。	<input type="checkbox"/>
Q7	当事業は貸付であることをご理解の上、返済に無理のない内容の申請を行おうとしていますか。	<input type="checkbox"/>
Q8	購入品は下記の内容に沿った物で、且つ領収書等がありますか。	<input type="checkbox"/>

【就職準備金の使途で認められる物】全て領収書と明細(レシートのコピー)が必要です。

- ・通勤に使用する、自動車購入の一部、バイク、自転車
- ・職場で使用する、仕事着や靴、玩具、絵本、文房具
- ・職場で使用する、電子ピアノやミシン、パソコン、プリンター
- ・復職に伴い、研修会等に参加した場合の研修費
- ・お子様を保育園等に預ける際に必要な、チャイルドシート
- ・引っ越しにともなう、敷金、礼金
- ・入職前健康診断の費用

【認められない物(今まで問合せのあった物)】

- ・家具、家電用品
- ・1 点当たりが何万円もする鞆、服、靴(ブランド物)
- ・化粧品類(ハンドクリームや日焼け止めも含む)
- ・携帯電話